

報道関係者 各位

平成26年12月19日

【照会先】

年金局 事業管理課

課長補佐 松尾 辰二 (内線 3661)

(直通電話) 03(3595)2811

年金局 事業企画課調査室

室長補佐 楠田 裕子 (内線 3582)

(直通電話) 03(3595)2794

(代表電話) 03(5253)1111

日本年金機構 国民年金部

部長 町田 浩

(直通電話) 03(6892)0764

平成26年10月末現在 国民年金保険料の納付率

厚生労働省では、このほど、平成26年10月末現在の国民年金保険料の納付率を取りまとめましたので公表します。

本資料には、未納分を遡って納付できる過去2年分を集計した「平成24年度分の納付率」、「平成25年度分の納付率」と、平成26年4月分から平成26年9月分までの保険料のうち、平成26年10月末までに納付された月数を集計した「現年度分の納付率」をまとめています。

- 平成24年度分（過年度2年目）の納付率（注1）は、66.2%
（24年度末から+7.2ポイント）
※平成26年度末時点の目標は、24年度末から+6.5ポイント（注3）
- 平成25年度分（過年度1年目）の納付率（注2）は、64.4%
（25年度末から+3.5ポイント）
※平成26年度末時点の目標は、25年度末から+4.0ポイント（注3）
- 平成26年4月分～平成26年9月分（現年度分）の納付率は、57.7%
（対前年同期比+1.6%）
※平成26年度末時点の目標は、前年度実績（60.9%）を上回る水準（注3）

（注1）平成24年度分（過年度2年目）の納付率：平成24年4月分～平成25年3月分の保険料のうち、平成26年10月末までに納付された月数の割合。

（注2）平成25年度分（過年度1年目）の納付率：平成25年4月分～平成26年3月分の保険料のうち、平成26年10月末までに納付された月数の割合。

（注3）数値目標は、いずれも日本年金機構平成26年度計画による。

（注4）数値は、それぞれ四捨五入しているため、下一桁の計算が合わない場合がある。

平成26年12月19日

国民年金保険料の納付率について

(平成26年10月末現在)

○ 平成24年度分(過年度2年目)の納付率は66.2%

(24年度末から7.2ポイントの伸び)

	24年度末 現在	→	25年度末 現在	→	8月末 現在	9月末 現在	10月末 現在	24年度末現在 からの伸び
24年度分	59.0%		63.5%		65.4%	65.8%	66.2%	+7.2%

○ 平成25年度分(過年度1年目)の納付率は64.4%

(25年度末から3.5ポイントの伸び)

	25年度末 現在	→	8月末 現在	9月末 現在	10月末 現在	25年度末現在 からの伸び
25年度分	60.9%		63.4%	63.9%	64.4%	+3.5%

○ 平成26年4月～平成26年9月分(現年度分)の納付率は、57.7%

(対前年同期比+1.6%)

	納付月数 (4月～9月分)	納付対象月数 (4月～9月分)	納付率
26年10月末現在 (対前年同期)	4,138万月 (△2.7%)	7,169万月 (△5.3%)	57.7% (+1.6%)
25年10月末現在	4,252万月	7,574万月	56.1%

(参考) 強制徴収の実施状況

	最終催告状	督促状	財産差押
26年4月～10月分	50,865件	26,015件	7,374件
25年4月～10月分	59,584件	19,804件	4,039件

※最終催告状…前年所得等を基に選定した強制徴収の対象者に対し、納付書とともに送付する催告文書。記載した指定期限までに納付を求め、指定期限までに納付されない場合は、滞納処分(財産差押え)を開始することを明記している。

※督促状……最終催告状送付後、指定期限までに納付されない者に対し納付を督促する文書(国税通則法)。督促状の指定期限までに納付されない場合は、滞納処分が開始され、延滞金が課せられるほか、滞納者だけでなく連帯納付義務者(滞納者の世帯主や配偶者)の財産差押えが実施される。(国税徴収法)

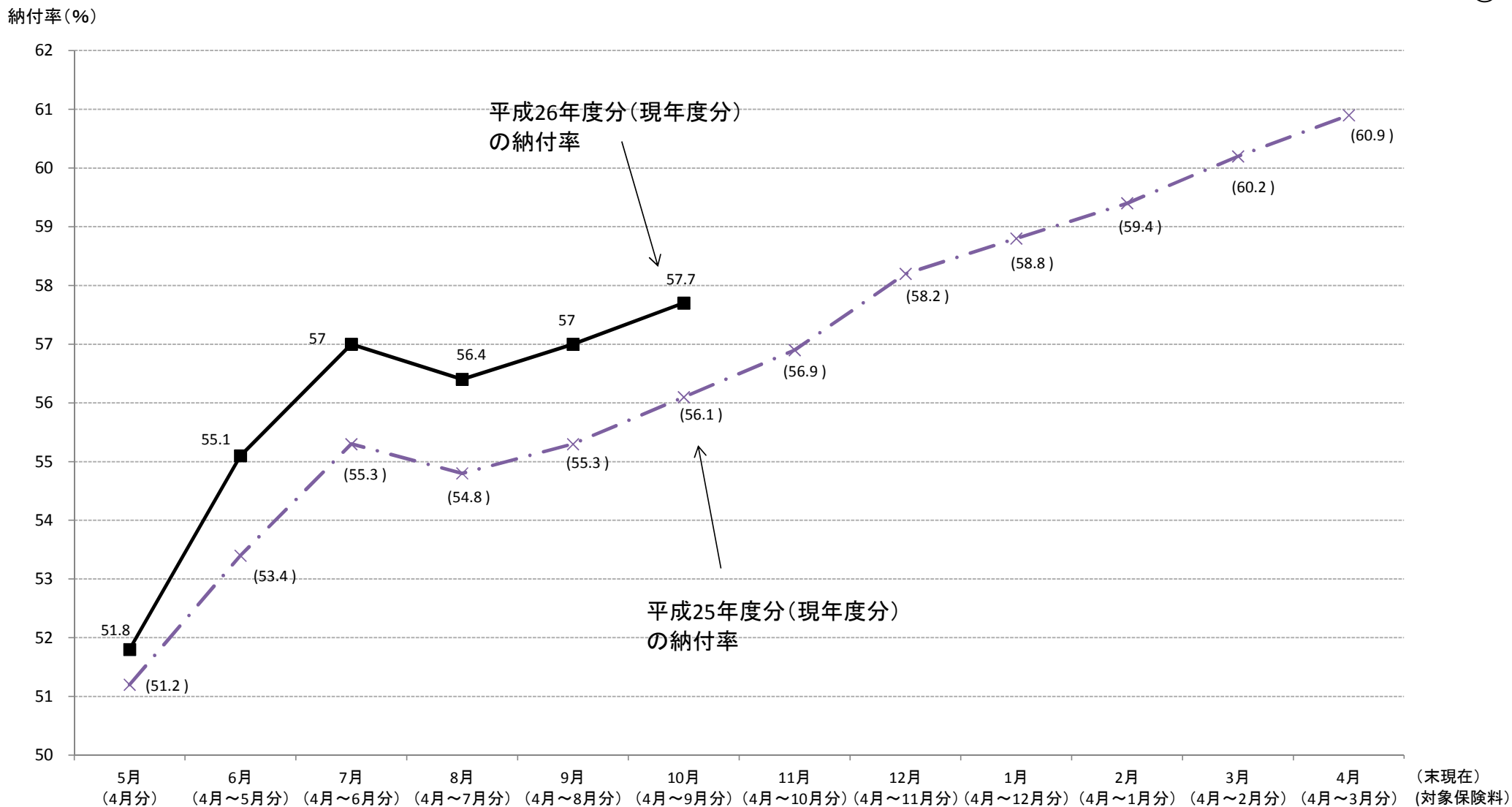
都道府県別納付状況

平成26年10月末現在

(単位:%)

都道府県	現年度分		平成24年度分 (過年度2年目)		平成25年度分 (過年度1年目)	
	納付率	納付率伸び (対前年同期)	納付率	24年度末 からの伸び	納付率	25年度末 からの伸び
全 国	57.7	+1.6	66.2	+7.2	64.4	+3.5
北海道	56.9	+2.4	65.7	+6.8	64.1	+3.8
青森	55.6	+0.9	64.9	+7.0	63.2	+3.4
岩手	64.4	+2.2	73.6	+6.9	71.5	+3.6
宮城	56.1	+0.8	66.8	+8.2	64.3	+4.0
秋田	66.7	+1.7	75.4	+6.6	73.5	+3.6
山形	68.8	+2.0	77.2	+7.3	75.3	+3.6
福島	57.7	+0.2	69.1	+7.6	67.1	+4.0
茨城	55.9	+1.8	63.3	+7.1	61.6	+3.4
栃木	56.0	+1.3	63.4	+6.6	61.8	+3.3
群馬	60.8	+1.5	68.6	+6.8	67.0	+4.0
埼玉	54.4	+1.2	62.8	+7.2	60.3	+3.4
千葉	56.4	+1.3	64.4	+7.6	62.2	+3.2
東京都	53.8	+0.9	62.9	+7.7	60.3	+3.1
神奈川県	57.4	+2.6	65.3	+7.7	63.0	+3.5
新潟	70.4	+1.4	78.0	+6.6	76.6	+3.7
富山	69.3	+2.1	76.6	+6.7	75.0	+3.4
石川	68.4	+1.1	76.0	+6.6	74.2	+2.9
福井	68.6	+1.5	76.6	+6.2	74.9	+3.5
山梨	63.0	+1.1	71.4	+6.6	70.1	+3.4
長野	66.3	+2.1	74.0	+6.6	72.6	+3.6
岐阜	67.5	+2.4	74.8	+6.6	73.2	+3.2
静岡県	62.4	+1.5	70.2	+6.7	68.3	+3.3
愛知県	62.1	+1.5	69.8	+7.1	68.0	+3.3
三重	66.4	+2.1	73.3	+6.3	71.8	+3.2
滋賀	64.7	+2.2	72.9	+7.2	71.4	+4.3
京都	61.4	+2.6	70.3	+9.2	68.8	+4.3
大阪	47.5	+1.3	57.0	+7.4	55.5	+3.6
兵庫県	56.4	+1.9	65.3	+7.8	63.9	+4.2
奈良	62.8	+3.3	70.1	+7.7	69.4	+4.0
和歌山	66.4	+1.4	74.2	+6.3	72.8	+3.4
鳥取	62.4	+1.3	71.8	+7.3	70.4	+3.9
島根	70.7	+2.6	78.2	+6.6	77.0	+3.6
岡山	60.5	+1.3	70.1	+7.1	68.2	+4.1
広島	61.6	+1.1	70.4	+6.5	68.8	+3.6
山口	64.6	+1.9	72.1	+6.2	70.6	+3.4
徳島	62.2	+2.2	68.9	+6.3	67.7	+3.5
香川	64.6	+2.6	72.2	+7.4	71.2	+3.7
愛媛	64.1	+0.6	72.6	+6.3	71.3	+3.6
高知	60.7	+2.0	69.3	+7.2	68.2	+3.6
福岡	55.7	+3.0	62.7	+6.8	61.9	+3.6
佐賀	61.1	+1.6	68.8	+6.1	67.4	+3.0
長崎	55.8	+2.4	61.8	+6.2	61.5	+3.2
熊本	59.1	+0.8	67.6	+6.6	66.3	+3.4
大分	57.7	+1.0	65.4	+5.1	64.8	+2.8
宮崎	56.4	+0.5	66.3	+6.6	64.7	+3.6
鹿児島	55.5	+1.5	64.8	+6.7	63.0	+2.7
沖縄	36.9	+1.6	46.2	+7.7	45.3	+3.6

国民年金保険料の納付率(現年度分)の推移



(参考資料2)

都道府県別全額免除割合

平成26年10月末現在

(単位:%)

	現年度				全額免除割合	前年同期全額免除割合	前年度末全額免除割合	対前年同期増減幅
	法定免除割合	申請全額割合	学特割合	若年割合				
全 国	7.8	11.3	8.4	2.0	29.5	28.7	34.1	0.9
北海道	12.8	13.8	7.5	2.1	36.1	34.1	40.6	2.0
青森	10.2	17.0	6.2	2.0	35.3	35.5	40.7	-0.2
岩手	10.5	12.7	6.8	1.9	31.9	29.9	35.4	2.0
宮城	7.6	11.2	7.5	2.1	28.4	27.8	33.6	0.6
秋田	10.3	15.0	8.1	2.3	35.6	34.2	38.6	1.4
山形	8.5	10.7	8.4	1.9	29.5	28.5	32.4	1.0
福島	7.9	13.2	7.5	2.0	30.5	30.2	36.8	0.4
茨城	5.7	10.9	7.8	1.9	26.3	25.1	30.0	1.1
栃木	7.0	9.2	7.8	2.0	26.0	26.0	30.3	0.0
群馬	6.2	10.3	8.1	1.9	26.6	25.7	29.4	0.9
埼玉	5.8	7.4	8.5	2.1	23.8	22.9	27.7	0.8
千葉	6.2	7.3	8.6	1.8	23.9	23.5	28.1	0.4
東京都	5.9	6.9	7.7	1.6	22.1	21.8	26.4	0.4
神奈川県	6.9	6.9	8.6	1.9	24.3	23.0	27.4	1.3
新潟	9.2	9.7	9.5	2.4	30.9	29.7	33.6	1.2
富山	7.8	7.1	9.9	1.4	26.2	24.6	29.2	1.6
石川	7.6	9.6	11.4	2.1	30.8	30.0	34.0	0.7
福井	7.5	10.0	9.7	2.4	29.6	28.9	33.0	0.7
山梨	6.5	10.3	10.0	2.1	28.9	28.9	33.5	0.0
長野	7.7	9.3	7.7	1.8	26.5	25.6	30.1	0.9
岐阜	6.0	9.6	8.5	1.8	25.9	23.5	29.2	2.4
静岡県	6.8	7.5	8.1	1.7	24.1	22.6	28.0	1.5
愛知県	6.0	9.2	7.8	1.9	24.8	24.2	28.6	0.6
三重	7.7	9.8	8.1	1.9	27.5	26.1	31.0	1.4
滋賀	6.7	11.2	11.1	2.5	31.5	29.9	34.6	1.6
京都	8.4	15.3	10.4	2.1	36.2	35.4	40.3	0.9
大阪	8.7	14.2	7.8	2.0	32.7	31.7	39.9	1.1
兵庫県	8.1	13.7	10.2	2.3	34.3	33.0	38.4	1.3
奈良	7.3	14.8	11.0	2.4	35.5	33.3	39.7	2.2
和歌山	7.7	18.3	8.0	2.5	36.6	36.0	40.4	0.6
鳥取	10.2	13.1	9.3	2.1	34.7	35.5	40.0	-0.8
島根	11.1	10.7	10.7	1.9	34.4	33.3	38.0	1.1
岡山	9.0	11.3	9.6	2.0	31.9	32.4	38.2	-0.4
広島	9.2	10.2	9.6	1.9	31.0	31.4	36.4	-0.4
山口	9.4	14.0	8.9	2.3	34.6	33.1	38.1	1.4
徳島	10.2	17.9	9.8	2.2	40.1	38.6	43.3	1.5
香川	8.0	12.6	9.2	1.8	31.6	30.7	36.1	1.0
愛媛	10.2	17.0	8.5	2.4	38.0	38.6	42.6	-0.6
高知	11.6	15.8	8.1	2.2	37.7	37.4	43.4	0.2
福岡	9.9	17.2	9.8	2.6	39.4	37.8	44.7	1.6
佐賀	8.3	15.3	9.2	2.5	35.3	33.9	40.0	1.4
長崎	11.1	16.0	8.0	2.0	37.2	36.0	41.5	1.2
熊本	9.3	15.9	8.3	2.4	35.9	35.2	41.0	0.7
大分	10.1	16.0	9.4	2.6	38.2	38.4	44.8	-0.2
宮崎	9.9	17.8	7.8	2.2	37.6	37.4	43.8	0.2
鹿児島	11.7	18.0	7.4	2.1	39.3	37.9	45.8	1.4
沖縄	8.7	27.7	5.9	2.3	44.5	44.8	53.7	-0.3

注)

法定免除者数+申請全額免除者数+学生納付特例者数+若年者納付猶予者数

全額免除割合=

第1号被保険者数(任意加入被保険者を除く)

(参考資料3)

納付率の定義

平成24年度分(過年度2年目)の納付率

$$\begin{array}{l} \text{平成24年度分の納付率 (\%)} \\ \text{(平成24年4月～平成25年3月分)} \end{array} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{平成26年10月末現在の} \\ \text{平成24年度分の納付月数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{平成26年10月末現在の} \\ \text{平成24年度分の納付対象月数} \end{array} \right)} \times 100$$

平成25年度分(過年度1年目)の納付率

$$\begin{array}{l} \text{平成25年度分の納付率 (\%)} \\ \text{(平成25年4月～平成26年3月分)} \end{array} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{平成26年10月末現在の} \\ \text{平成25年度分の納付月数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{平成26年10月末現在の} \\ \text{平成25年度分の納付対象月数} \end{array} \right)} \times 100$$

平成26年4月～9月分(現年度分)の納付率

$$\begin{array}{l} \text{現年度分の納付率 (\%)} \\ \text{(平成26年4月～9月分)} \end{array} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{平成26年10月末現在の} \\ \text{平成26年度分の納付月数} \\ \text{(納付期限到来分に限る※)} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{平成26年10月末現在の} \\ \text{平成26年度分の納付対象月数} \\ \text{(納付期限到来分に限る※)} \end{array} \right)} \times 100$$

※ 保険料の納付期限：当該月の翌月末日
(平成26年9月分保険料の場合、納付期限は平成26年10月末日)